



## 人権連が県議会各派に要請

福岡

「部落差別」固定化する

# 条例案の不採択を

福岡県地域人権運動連合会（人権連福岡県連）は6日、同日開会した2月議会に県が提案した部落差別を固定化・永久化する「県部落差別の解消の推進に関する条例案」の不採択を求める請願を県議会に提出し、県議会各会派に協力を要請しました。

条例案は、2016年に強行された「部落差別」永久化法（部落差別解消推進法）を全

国で初めて都道府県段階で具体化するもの。同法には「新たな差別

を生むことがないように留意」とするとの付帯決議がつけられていま

すが、請願では条例が付帯決議に反していることなど5点を指摘しました。（別項）

請願の紹介議員になった日本共産党の、たかせ菜穂子県議は「行政の名で新たな垣根をつくることになる。この問題は本会議で取り

上げたい」と応じ、山口つ子県議は「条例をやめさせるために頑張っていきたい」と話しました。

要請を終え会見した川口学会長は、「粕屋町では同和を冠した施策は事業開始当初からない。同和は存在しな

い。県条例案は差別の掘り起こしで認められない」と指摘。

植山光朗事務局長は、大阪府や岡山県、北九州市では「法的には同和地区は存在しない」と明言し、福岡県岡垣町では町民集会を開いて同和地区を返上していることなどをあげ、条例案が実態に合わない」と批判。「一部の誤解や偏見といった部落問題の残った課題は、開かれた環境で県民が本首で自由に語ることで解消できる。あ

えて結婚・就職差別の条項を設けて県民に責務を押し付けるのは時代錯誤も甚だしい」と強調しました。

## 請願で指摘した問題点

福岡県地域人権運動連合会が請願で指摘した問題点は次の通りです。

- ①部落差別解消推進法の付帯決議に反している。
- ②条例では「同和地区」の存在を明記しているが、国の「同和地区・同和関係者の限定は実務上困難」（02年3月）との考えやこれまでの同和行政の成果を否定している。
- ③「県民及び事業者の責務」として「部落差別事象の発生につながるおそれのある行為をしてはならない」と規定しているが、「県民の責務」を「おそれ」で規定・強制し、人権問題での県民の自由な表現や内心の自由を侵害しかねない。
- ④「規則への委任」を設け、一部運動団体いなり県単独事業の諸施策を規則で定めるとしており、同和事業を永続化させることになる。
- ⑤県はインターネット上の差別落書きを理由に条例制定を求めているが、密室での抽象的ないたずら書きが多く、条例化して規制すべきではない。